

令和5年9月15日
九州運輸局

熊本都市バス株式会社の乗合バスの上限運賃変更認可について

令和5年6月22日付けで熊本都市バス株式会社（熊本県熊本市）より申請のあった乗合バスの上限運賃の変更について、本日付けで申請のとおり認可いたしました。

1. 主な運賃の変更内容

	現 行	申 請
対キロ区間制		
基準賃率	37円50銭	43円00銭
初乗運賃	160円	180円

2. 平均改定率

12.57%

3. 実施予定日

令和5年10月1日（日）

4. その他

現在、当該事業者を含む乗合バス事業者5社においては、独占禁止法特例法に基づく手続きを、別途申請中です。

詳細は、別紙をご参照ください。

運輸と観光で九州の元気を創ります

【問い合わせ先】

(上限運賃認可申請に関すること)

九州運輸局自動車交通部旅客第一課 柚井、進

電話：092-472-2521

(独占禁止法特例法に基づく認可申請に関すること)

九州運輸局交通政策部交通企画課 稲村

電話：092-472-2315



(別紙)

(参考) 熊本市中心部均一運賃エリアの導入について

乗合バス事業者5社(※)においては、わかりやすい運賃体系を導入し利用者の利便性向上を図る観点から、熊本市中心部への均一運賃エリアの導入を予定しています。

そのための手続きとして、独占禁止法特例法に基づく認可申請を現在実施中です。

(※) 熊本都市バス(株)、九州産交バス(株)、産交バス(株)、熊本バス(株)、熊本電気鉄道(株)

【導入予定日】 令和5年10月1日(日)

【適用運賃】 180円

【対象エリア】 下図のとおり

	金額
【現状】 均一運賃エリア導入前	160円~280円
【開始後】 均一運賃エリア導入後	180円

熊本市中心部における均一運賃適用エリア

